

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年12月11日

川崎市農業委員会会長 小川 耕平

農委訓令第5号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年農委訓令第2号）の
一部を次のように改正する。

第1号様式、第12号様式及び第19号様式中

「□健康保険被保険者証」

を削り、

「□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を

「□個人番号カード」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1号様式、第12号様式及び第19号様式の改正規定（「□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を改める部分に限る。）は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。